

学校心理士会神奈川支部ニュースレター

第26号



2020年3月31日発行
発行責任者 岡田守弘
芳川玲子
〒259-1292
平塚市北金目4-1-1
東海大学文化社会学部
心理・社会学科
「芳川玲子」研究室

第52回研修会報告

日時 令和元年10月28日(日)
場所 相模女子大学 ガーデンホール

教員に知っていただきたい法律の知識

～「学校復帰が目標ではない」なら、どうかかわったらいいの?～

講師：影山法律事務所 弁護士 影山 秀人 先生

今回の研修会では、弁護士の影山秀人先生から、子どもの教育に関わる人間が知っておくべき法律の知識について、「人権」「いじめ」「児童虐待」「学校事故」の4つのポイントからお話をいただきました。

1 「人権」について

子どもにかかわる仕事をしていて、目の前で何か起こった時、私はどう対処すればいいのか迷うときがあります。そういった時は原点に戻って、「人権」のものの見方・考え方からしたら、今自分はどう動けばよいかを考えてください。

「人権」とは、「人間がただ人間であるということに基づいて当然に有する権利」のことです。ですから、一生懸命頑張って努力して獲得しなければいけないものではないし、悪いことをしたらなくなってしまうものでもありません。人権をないがしろにする、人権を奪うことは、その人を人扱いしないことになります。内心の自由 表現の自由 宗教の自由 居住移転の自由 集会結社の自由 平等権…等々について、「これは人権だな」と多くの人たちがコンセンサスを持つことによって人権というものが認識されてきました。これらを入権のカatalogと言いますが、それは、社会が変わる 人が変わる中でゆっくりゆっくり増えてきました。それらを文章にしてまとめたものが国際人権規約であり、世界人権宣言であり、日本国憲法です。

2 「いじめ」について

今はいじめ防止対策推進法によっていじめが定義されています。しかし。「心理的又は物理的な影響を与える行為」というと、たいがいのことはこれに当てはまってしまいます。日本弁護士連合会では「このいじめの定義は広すぎるのではないか」という意見を出していますが、文部科学省は基本的にはこれで頑張ろうと全国に流しています。それは、子どもの教育に関わる

大人たちは、いじめであるかどうかに関わらず、子どもがどうなっているのか、子どもが苦しんでいるのか どうすれば救えるのかという作業をやらなければいけないので、「とにかく発見しましょう。発見したら対応しましょう。」ということです。

法律のいじめの定義はとても広いので、法律上はいじめでも民法上の不法行為には当たらないということもあり得ます。法律上のいじめではあるけれど、必ずしも「いじめ」という言葉で指導する必要はないこともあるのです。

第三者委員会の調査は「いじめっ子をこらしめるための調査」ではありません。苦しんでいる子を救うために、何が起きているのかを明らかにして学校にフィードバックするのが第三者委員会の役割です。子どもは間違いを起こすものであり、そこで気付いて成長するのが子どもです。ですから、いじめた子とはことんとつちめていいわけではありません。

3 「児童虐待」「少年法」について



児童虐待について考えるとき、一番思うのは子どもたちの自尊心のことです。小さい頃からの虐待をサバイバルして心がずたずたになった子どもたちは、「自分は大切な存在である」ということが理解できず、自分が生きている価値を信じることができなくなっています。その子が生きてきた人生を考えれば、そうなるのは当たり前のことです。しかし、大人が「私はあなたを見捨てない。とことん付き合うよ」という姿勢で接していくことにより、「この人のことは信じてもいいかな」という思いを植え付けることができれば、その子は立ち直って生きていけるかもしれません。たとえ表面上は明るく振る舞っていても、心の奥底にはそういうものがあることを念頭に置いてその子たちを支援することが必要です。

少年法の厳罰化ということが言われていますが、そもそも少年法の理念は、「子どものうちは未成熟だから、失敗はあっても仕方がない。だから大人がしっかり導いていこう。」というものです。したがって、少年には「刑罰」ではなく「保護」をします。少年院では国家予算をかけて失敗した子どもたちに矯正教育といういろいろなサービスをして、社会に戻していくのです。

4 「学校事故」について

年間に100万件を超える学校事故が起こっています。学校事故については可能な限り様々な事例を意識的に収集し、想像力をしっかり膨らませておくことが大切です。「学校は安全な場所」というのは神話に過ぎません。学校というところは未熟な子どもたちに成長してほしいと思ひ、できないことをできるようにするために、ある意味無理なことをやっているところです。ですからそこに事故が起きることは当然あり得ます。学校にはいろいろなところに危険がたくさんある、そのことを私たちが知っていて、気を付けていることが必要です。

学校には危険があることを意識せずに「この子のために」と思ってやったことが子どもを死に至らしめてしまうような学校事故が日本のあちこちで起こっています。そのことをぜひ知っておいてください。そういった悲しい事故を次は起こさないために、大人たちがしっかり考えていなければいけません。

学校心理士である私たちの多くは法律について「門外漢」であり、「法律」というと冷徹で堅苦しいもの、というイメージを持っている人もいます。しかし、今回の研修会では、影山先生の穏やかな語り口で、現実の事例に基づいて法律の考え方を分かりやすく教えていただき、多くの示唆をいただくことができました。

(神奈川県支部役員 三藤敏樹)

カナダにおけるDV加害者臨床について

講師：カナダ ブリティッシュコロンビア州公認臨床心理士 高野 嘉之 先生

カナダにおける DV 加害者臨床について

今回の研修会では、カナダで活躍されている高野嘉之先生から、カナダにおける DV 加害者に対する介入プログラムの実際についてお話しいただきました。ここでは、「Caring Dads」というプログラムについての一部を御紹介します。



「暴力」というのはその人の選択肢の一つ。それを使わないためにはどうすればよいか、ということを中心に考えている。DV というものを考えた時、その人のパートナーに対するもの、という視点から、子どもに対する虐待も含めてファミリーバイオレンスという視点、すなわち、暴力虐待がいろいろな人に影響している（ペットにも影響する）のだということを考えてもらうことが必要である。

「Caring Dads」というプログラムがあり、17 週間、一週間に一度水曜日の晩に 9 時くらいまで、3 人のファシリテーターがいて、その人達が 17 セッションを行うものである。このプログラムにはいくつかの重要な点がある。

一つは、「両親中心のペアレンティング (PCP)」と「子ども中心のペアレンティング (CCP)」について考えさせる。参加者の多くは自分中心のペアレンティングで終わっているケースが多い。それを「子ども中心のペアレンティング」とは何かということを考えさせ、その選択をするように促すことをしている。たとえば「しつけ」とは多くの場合「両親中心のペアレンティング」であって、「子ども中心のペアレンティング」とはかけ離れている。それをどのように「子ども中心のペアレンティング」としてのしつけにするかを考えさせ、それに変えさせるということをやっている。

また、参加者の父親は「妻がこうしたから、子どもとの関係が悪くなった」ということで、母親に対する虐待的な行為が収まらない人がある。子ども中心のペアレンティングを考える際は、同時に母親に対して虐待のない平和な関係がなくてはならないものであることを認識させるということが必要である。参加者の父親の中には、「子ども中心のペアレンティングはできる」と言いながら、その根っこに「あいつがこうしたからだ」「あいつがこうしなければこうはなかった（児相がからむことはなかった）」等と考えて、パートナーに対する虐待的な行為が残っているケースがあり、その中に子どもが入ってしまうと虐待のループが継続してしまうということを参加者に認識させる。

三つめは、認知行動療法 (CBT) の考え方で、「考え方」と「感情」と「行動」がつながっていることを理解させる。たとえばペアレンティングについて、どんな「考え方」があって、どんな「感情」が起こっていて、その結果どのような「行動」をしたのかを振り返り、その行動は子ども中心のペアレンティングであるか、あるいは自分中心のペアレンティングであるかを考えさせる。そして、もし自分中心のペアレンティングであったとしたら、どのように考え方を換えればそういう行動に至らなかったかについて考え、毎週「日記」の形で記述する。この 3 点がこのプログラムにおける介入の中心となっている。

このプログラムを通して、「父親とは何か」ということについて議論しながら自分の父親のことを考えたりすることを通して、「もう少し良い父親になるためにはどうしたらよいか」という視点から、子ども中心のペアレンティングに移行させていく。

副支部長の田村先生は謝辞の中で「DV というと被害者を守りたい、支援したいという視点は持っていて、ともすると加害者についての視点が欠けていたのではないかと、加害者に対する支援までは思いが至らなかったのではないかと述べました。DV によって家族が崩壊することは誰も望んではおらず、もう一度出直して、ファミリーとして幸せになることが望ましいはずです。加害者の側の父親や母親が立ち直り、もう一度子どもとファミリーを作り直すことができ幸せになることが大切であるということに、改めて気付かせていただいた研修会でした。

(神奈川県支部役員 三藤敏樹)

本の紹介



「先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」

遠藤まめた[著]

合同出版 2016年6月30日発行 定価1800円(税別)

LGBTの人の活動や、芸能人や著名人のカミングアウトから、ほとんどの人が「LGBT(セクシャルマイノリティ)」という言葉を目にしたことがあるはず。だけど、身近な子どもがLGBTだったら?それをカミングアウトされたら?と、考えたことがある親や先生は、あまりいないのではないのでしょうか。この本は、トランスジェンダー当事者であり、LGBTの子ども・若者支援に長年携わってきた著者が、LGBTって何?という基本から、クラスに1人いると言われるLGBTの子どもたちへの配慮や向き合い方を1つ1つ、Q&A方式や当事者の声を交えて教えてくれます。読むと、LGBTが「身近に感じられる」ようになる、易しく・優しいガイドブックです。

お知らせ



■令和2年度神奈川支部総会の予定

令和2年度の神奈川支部総会は、6月21日(日)14時よりウィリング横浜で行う予定です。ぜひ、ご出席ください。

■役員改選

来年度は役員改選の年となります。役員になって、神奈川支部の研修会の企画・運営、ニューズレターの発行等に取り組みたいという方は、編集部宛にメールをお送りください。

[編集後記] 新型コロナウイルス感染拡大の社会状況を鑑み、3月1日(日)に予定していた第53回研修会は急遽中止とさせていただきます。土屋先生のご講演を楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありませんでしたが、状況をご理解ください。また、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校も、ほとんどが臨時休校という事態となってしまいました。この状況が1日でも早く終息し、子どもたちの声が学校に響き渡る日を待ちたいと思います。 ryoshi@keyaki.cc.u-tokai.ac.jp (編集部)